

企画県土警察常任委員会資料

(平成22年4月21日)

- 1 鳥取県・関経連懇談会について【企画課】・・・・・・・・・・1ページ
- 2 全国知事会議の概要等について【企画課】・・・・・・・・・・2ページ
- 3 地方自治法施行60周年記念貨幣等のデザインに関する鳥取県検討会（第2回）
の結果について 【企画課】・・・・・・・・・・3ページ
- 4 「中海会議」（仮称）第1回会議の開催について【企画課】・・・・・・・・5ページ
- 5 鳥取県地域主権研究会（第4回）における鳥取県発地域主権のあり方の検討につ
いて 【企画課】・・・・・・・・・・6ページ
- 6 平成22年国勢調査鳥取県実施本部の発足について【統計課】・・・・・・・・10ページ
- 7 鳥取県情報システム全体最適化検討委員会の検討結果について
【情報政策課】・・・・・・・・・・11ページ
- 8 平成21年度情報セキュリティ内部監査の実施結果について
【情報政策課】・・・・・・・・・・13ページ
- 9 日野地区における法定協議会の設置について【自治振興課】・・・・・・・・14ページ
- 10 米子一名古屋便について【交通政策課】・・・・・・・・・・16ページ
- 11 米子空港の愛称化について【交通政策課】・・・・・・・・・・17ページ
- 12 JR山陰本線「新・余部橋りょう^{あまるべ}」の供用開始日の決定について
【交通政策課】・・・・・・・・・・19ページ

企 画 部

鳥取県・関経連懇談会について

平成22年4月21日
企 画 課

鳥取県経済と関西圏経済の連携・交流をより一層図るため、次のとおり、鳥取県・関経連懇談会を開催しました。

1 日時及び出席者

- (1) 日 時 平成22年4月4日(日) 午後1時30分～3時
- (2) 場 所 ダイキンアレス青谷
- (3) 出席者 関西経済連合会、鳥取県経済団体、鳥取県

【主な出席者】

関西経済連合会：井上副会長、川邊常務理事・事務局長、田辺理事、宮内次長
鳥取県経済団体：八村会長(鳥取県商工会議所連合会)、中西会長(鳥取県商工会連合会)、
吉田副代表幹事(鳥取県経済同友会)、常田会長(鳥取県中小企業団体中央会)、藤本副会長(鳥取県経営者協会)
鳥 取 県：平井知事、高橋企画部長、山根商工労働部長、米田関西本部長

2 会議の概要

- (1) 関経連の活動紹介
- (2) 鳥取県側の活動紹介
- (3) 意見交換(主な内容)

【鳥取県及び鳥取県経済団体の提案】

- ・海外観光客の鳥取県を含めた関西への誘致
- ・関西企業との農商工連携の取組
- ・餘部橋梁架替後の山陰本線のダイヤ改善
- ・観光ルートも視野に入れた鳥取豊岡宮津線の早期整備

【関経連の提案】

- ・瀬戸内海から山陰海岸に至る関西圏域の一体的な観光ルートの検討
- ・関西企業と連携したイベント等による鳥取砂丘の利活用の促進
- ・鳥取自動車道の4車線化、追い越し車線整備などによるさらなる高速化の促進

【双方共通の提案】

- ・関西企業と県内企業のビジネスマッチング
- ・DBSクルーズフェリー及び高速道路の利用による関西から環日本海地域への物流の活性化

(4) 合意事項

- ・鳥取県・関経連懇談会を定期的で開催すること。
- ・関西経済連合会会員企業との鳥取県及び県内企業との交流を図ること。
- ・鳥取県関西本部及び関経連鳥取サポーターチームは連携して事業の具体化を図ること。

3 今後の取組方針

- ・懇談会で話題となった項目を参考として、鳥取県と関経連が連帯して取り組む項目を整理。
- ・県関係者と関経連で実現に向けた取組方針や実施事業等を調整。
- ・実現可能なものは今年度中途からでも対応するなど、早期の取組により関経連との連帯強化に努める。

全国知事会議の概要等について

平成22年4月21日
企 画 課

1 全国知事会議の概要について

平成22年4月6日（火）、東京都内で開催された全国知事会議の概要は、次のとおりです。

(1) 永住外国人の地方参政権について

慎重な対応を求める意見が相次ぎ、結果、制度変更の際は各政党が選挙公約に盛り込んで国民的な議論を喚起するよう求めることや、全国知事会として引き続き議論していくことでまとまった。

(2) 次期参議院議員選挙に向けた選挙公約評価について

参議院議員選挙は中間選挙的な位置付けで、政権選択が問われた今年の衆議院議員選挙とは異なるとして、各政党のマニフェストの採点評価は見送ることになった。また、各政党のマニフェストに地方側の意見を反映させるため、平成22年4月15日に全国知事会と民主党及び自由民主党との意見交換会を実施することとした。

(3) 一括交付金について

一括交付金の目的は地方の自由裁量を拡大するためのものであること、一括交付金化されても地方の事業執行に必要な予算総額が確保されること、また、一括交付金の配分に当たっては、社会資本整備の遅れや財政力の弱い団体に配慮すること、などをまとめた『「一括交付金」制度設計における大原則』が提案され、了承された。

2 第3回鳥取・岡山両県知事会議の開催について

次の日程で、第3回鳥取・岡山両県知事会議を開催します。

(1) 開催日時 平成22年5月11日（火）15時30分～17時

(2) 会場 大山寺圓流院

(3) 議題（予定）

①平成21年度会議で合意した事項の進捗状況報告

- ・広報誌の誌面交換及び広報誌を活用した相互のプレゼントキャンペーン
- ・観光連携（台湾チャーター便誘致の取組、広域観光マップ作成など）

②意見交換

- ・岡山米子線早期4車線化、北条湯原道路早期整備等について
- ・電気自動車の普及促進に向けた連携について
- ・ひとにやさしい地域づくりについて（ハートフル駐車場利用証制度の相互利用の検討など）
- ・地域主権について

③その他両県の話題の交換・PR

- ・2012年国際マンガサミット、第25回国民文化祭・おかやま2010 など

平成22年4月21日
企 画 課

1 日 時

平成22年3月23日（火）午後3時～4時30分

2 場 所

第3応接室（鳥取県庁本庁舎3階）

3 検討委員

- 石谷 孝二 （鳥取大学地域学部附属芸術文化センター長）
- 植木 誠 （鳥取県デザイナー協会会長）
- 田中 仁成 （株式会社新日本海新聞社執行役員・営業事業部営業局長）
- 西村 裕子 （鳥取県広報連絡協議会編集主幹）
- 渡里 彰造 （鳥取県写真家連盟会長）
- 藤井 喜臣 （鳥取県副知事）

4 概 要

地方自治法施行60周年を記念して、平成23年度前半に発行されることとなった記念貨幣等の「鳥取県分のデザイン素材（モチーフ）案」について、県民からの意見募集の結果を踏まえ、検討を行った。その結果は、次のページのとおり。

なお、今後の予定は、次のとおり。

- 4月末までに鳥取県がモチーフ案を造幣局に提出。
- 鳥取県から提出された案を基に、造幣局がデザイン案（複数案）を作成し、6月を目途に鳥取県に提示。
- 造幣局から提示された案の中から、鳥取県が希望デザインを選定（第3回鳥取県検討会を開催）し、その結果を造幣局へ回答。
- 7月～9月頃を目途に、造幣局が最終のデザインを決定。（同様に、記念切手のデザインは、郵便事業株式会社において最終決定。）

◎第2回検討会結果

<千円銀貨幣>

選定方針	カラー図柄となる千円銀貨幣は、基本テーマである山陰海岸から、鳥取砂丘、千貫松島を中心に素材を組み合わせ、山陰海岸ジオパークの魅力及び鳥取県らしさの伝わる色彩豊かなデザインとなるよう素材を選定。		
素材候補	候補	素材案	解説
	1	『鳥取砂丘と千貫松島』	鳥取県を代表する自然遺産『鳥取砂丘』と、山陰海岸のメインスポット『千貫松島』の組合せ
	2	『鳥取砂丘と菜種五島』	千貫松島その他、意見募集に多く挙げられた山陰海岸におけるその他の主要スポットによる組合せ
	3	『鳥取砂丘と城原海岸』	

<五百円貨幣>

選定方針	白黒図柄となる五百円貨幣は、基本テーマに限定せず、県の地域資源（遺産）を幅広くPRする観点から、地域性と千円銀貨幣の素材案（東部の自然景観性）とのバランスにも配慮し、歴史的・文化的素材を中心に素材を選定。		
素材候補	候補	素材案	解説
	1	『大山と投入堂※』 ※三徳山三佛寺投入堂	鳥取砂丘と並び県を代表する自然遺産『大山（大山隠岐国立公園）』と、県唯一の国宝建造物『投入堂』の組合せ
	2	『投入堂と麒麟獅子』	『投入堂』と、因幡地方に古くから伝わる文化伝統芸能『麒麟獅子』の組合せ
	3	『投入堂』	県唯一の国宝建造物『投入堂』の単体

<記念切手>

選定方針	基本テーマ、記念貨幣の素材案及び地域性に配慮しつつ、鳥取県の「食」、「自然景観」、「文化芸術」、「発行年度の干支（兎年）」等を踏まえバランスよく素材を選定。	
素材候補	素材案	解説
	『二十世紀梨と梨の花』	全国一の生産量を誇る鳥取県の特産品『二十世紀梨』と、鳥取県の花である『梨の花』による組合せ
	『白兎海岸と大国主命（大黒様）と因幡の白兎』	神話の国因幡を象徴する『因幡の白兎』。平成23年の兎年に併せる
	『大山』	大山単体
	『麒麟獅子』	麒麟獅子単体
	山陰海岸（空撮）	基本テーマに沿い、山陰海岸の全体を写した空撮写真を切手シート背景にレイアウト

「中海会議」(仮称) 第1回会議の開催について

平成22年4月21日
企 画 課

平成21年12月19日に締結された鳥取、島根両県知事による協定書に基づき、中海の水に関する諸問題を協議検討する新たな協議会「中海会議」(仮称)の第1回会議を開催します。

1 日 時 4月22日(木) 午後1時50分から3時40分まで

2 会 場 米子コンベンションセンター 2階 国際会議室

3 議事内容

(1) 設置要綱(案)について

(2) 報告・協議

ア 中海及び境水道の護岸整備

イ 中海の水質及び流動など

ウ 中海沿岸農地の排水不良

エ 中海の利活用

オ その他

4 会議の構成

(1) 構成員

国土交通省中国地方整備局長

農林水産省中国四国農政局長

鳥取県知事

島根県知事

米子市長

境港市長

松江市長

安来市長

東出雲町長

(2) オブザーバー

環境省

防衛省

鳥取県地域主権研究会（第4回）における鳥取県発地域主権のあり方の検討について

平成22年4月21日
企 画 課

平成22年3月27日（土）に鳥取県地域主権研究会（第4回、最終の研究会）を開催し、鳥取県発地域主権研究の取りまとめに向けて、別添資料等に基づき、意見交換を行いました。

現在、今回の研究会でいただいた意見等を踏まえ、最終報告書作成に向けて取りまとめを行っています。

- 1 日 時 平成22年3月27日（土）
- 2 場 所 白兔会館
- 3 委 員 内海 敏（鳥取県社会福祉協議会会長）
坂口清太郎（米子商工会議所会頭）
水野 由久（鳥取青年会議所理事長）
吉弘 憲介（とっとり地域連携・総合研究センター研究員）
※神野直彦スーパーバイザー（関西学院大学教授）及び吉田秀光委員（三朝町長、鳥取県町村会長）は、欠席
※県からは、平井知事が出席

4 主な意見

(1) 住民参画、NPO

- 住民主体による地域主権の推進に当たって、NPOや住民団体が行政の下請ではなく協働のパートナーとなって、真に活動できる仕組みが必要。
- NPO、住民団体等が行政サービスの一翼を担えるかがポイント。担うシステムが分かりやすくなるような、NPO等の参加の仕組みづくりを明示し、分かりやすく示すことが必要。
- NPO等は、パートナー、主体として整理すべきで、公共団体と対等な関係とする整理が必要。
- NPO等が十分な活動をするための仕組みとして、寄附金や税制も考えられる。行政の仕組みが合っていない面がある。柔軟な対応ができるよう公共団体の中に仕組みを作ることが必要。
- 提言の中に、住民、NPOの、主体としての役割などの点を加えることが必要。

(2) 取りまとめのスタイル等

- 鳥取県から全国普遍的なものを提言するスタンスで。
- この提言の活用に向けたロードマップが必要。
- 提言は、読みやすいものにすることが必要。メッセージを明確に。

(3) その他

- 財政面では、地域間格差の解消を強く打ち出す必要がある。
- 組織や業務、権限の移動は検討されているが、これに伴う職員・人の移動、ノウハウの移動・人材の確保を考えることも必要。

鳥取県発地域主権型社会の提案（概要）

平成22年3月

国・県・市町村がそれぞれの役割を明確に分担しながら連携し、最高の行政サービスに到達する、「3段ロケット」のような行政スタイルを実現

- 一 住民と地域のための地域主権改革（従来のタブーを打破し、連携＝ハイブリッドサービスへ）
- 二 地方と国とを通じて効率的行政サービスを確立するための地域主権改革
- 三 地域の自由と自立とを保障するための地域主権改革

【第1章】地域主権型社会のイメージ

- 地域住民の選択と集中のもと、地域のことは地域が決定。
 - 県・市町村は行政サービスの責任者として連携して行政を推進。国は、地方自治の保証人。
 - 地域自治組織やNPOへの委託によって、新たな公共が行政サービスを提供。
 - どこでも標準的な行政サービスを確保できる
- 新たな連携の仕組みの構築や地方税財政制度の財源保障機能を強化。

【第2章】各行政主体の役割と責任分担

（1）各行政主体の役割を考えるに当たっての基本的視点

- 従来の「三段重ね（菱もち）」型の行政から、効率的でパフォーマンスの高い「3段ロケット」型の行政スタイルへ。
- 各行政主体の役割は、「重層・重複型」から「分担・連携型」へ。
- 国の役割は、国でなければできない仕事に限定。地方でできる仕事は、地方で実施。
- 地域主権確立のためには、住民の責任と選択による自治運営が基本。
- 市町村で対応できないものは県で、県で対応できないものは国でという「補完性の原理」に基づき、住民に身近な行政は住民に近い市町村で実施。

（2）大胆な事務の地方移管と地域主権型行政体制の確立

〈大胆な事務の地方移管〉

- 国の役割は、国でなければできない仕事に限定。地方でできる仕事は、地方で実施。
- 国の出先機関の事務は、その大部分が地方で実施が可能。
- 国の出先機関の事務移管に伴い必要となる「人」と「財源」は、国が確実に措置。
- 地方の自由度が高くなるよう、義務付け・枠付けを見直し。

〈地域主権型行政体制の確立〉

- 増大する地方の事務に対応した地方行政体制の再構築が必要。
- 県と市町村との事務分担は、3大原則により仕分け。その基本は「補完性の原理」。
- 市町村は、主に、住民に身近な「人に近い行政」を実施。
- 県は、主に、「基盤づくり」、「産業」、「広域行政等」、「福祉（高度な専門性を有する分野）」等を実施。
- 現在市町村が担っている医療保険（国民健康保険、後期高齢者医療制度）は、国において一本化し、国が財政の最終責任を負う。

(3) 個別分野に係る役割分担の検討

- 国の責任の下、全ての医療保険制度を全国レベルで一元化し、国民皆保険を堅持。
- 介護保険は、県が介護保険の保険者となり、県下全域で保険料が安定化するよう制度化。
- 小・中学校教育は、市町村が教職員の給与を負担（教職員の人事は県）。教育委員会を廃止し、首長部局が教育部門を所管。その際、附属機関が首長部局をサポート、監視・評価。

【第3章】自治体間パートナーシップ等による執行体制

- 地域住民に最も身近な市町村の執行体制の強化
- 多様な執行形態（市町村間又は県と市町村間の事務共同化等）の導入
- 県と市町村・市町村間の中間的な自治体として、法人格を有し、簡素で効率的な協議会「県・市町村事務執行連合」（仮称）の創設
- 新たな公共サービスの主体としてのNPOや地域自治組織との連携

【第4章】地域主権を確立するための税財政制度

(1) 地域主権型税財政制度への移行

- 「地域のことは地域が決める」という自己判断と自己責任を基本とした地域主権型社会の実現に向けては、地域固有の権利として、全国どこでも標準的な行政サービスを保障する地方税財政制度が整備されることが大前提。
- そのため、今後、国から地方への権限移譲、社会福祉サービスの需要増加など、増大する地方の財政需要を支えるため、地方税、地方交付税、一括交付金なども含め、段階的に地方財政制度を充実強化していくことが必要不可欠
- 国・地方を通じて債務残高が累増するなど非常に厳しい財政状況にある中、地方税財政制度の充実強化の実現には、国民負担と公共サービスのあり方等に関する議論を踏まえた上で、税制の抜本改革、財政調整機能の強化など財源確保策の検討が根源的な課題

(2) 地方税体系の再構築

- 地域主権にふさわしい地方税財源確立に向けた地方税体系の抜本改革を実施
- 今後増大する社会保障等に対する地方の行政需要を賄うため、消費課税における地方消費税の割合を大幅に高めること
- 今後ますます必要となる環境対策への地方の役割を踏まえ、地方環境税を創設

(3) 地方共有税など財政調整機能の強化

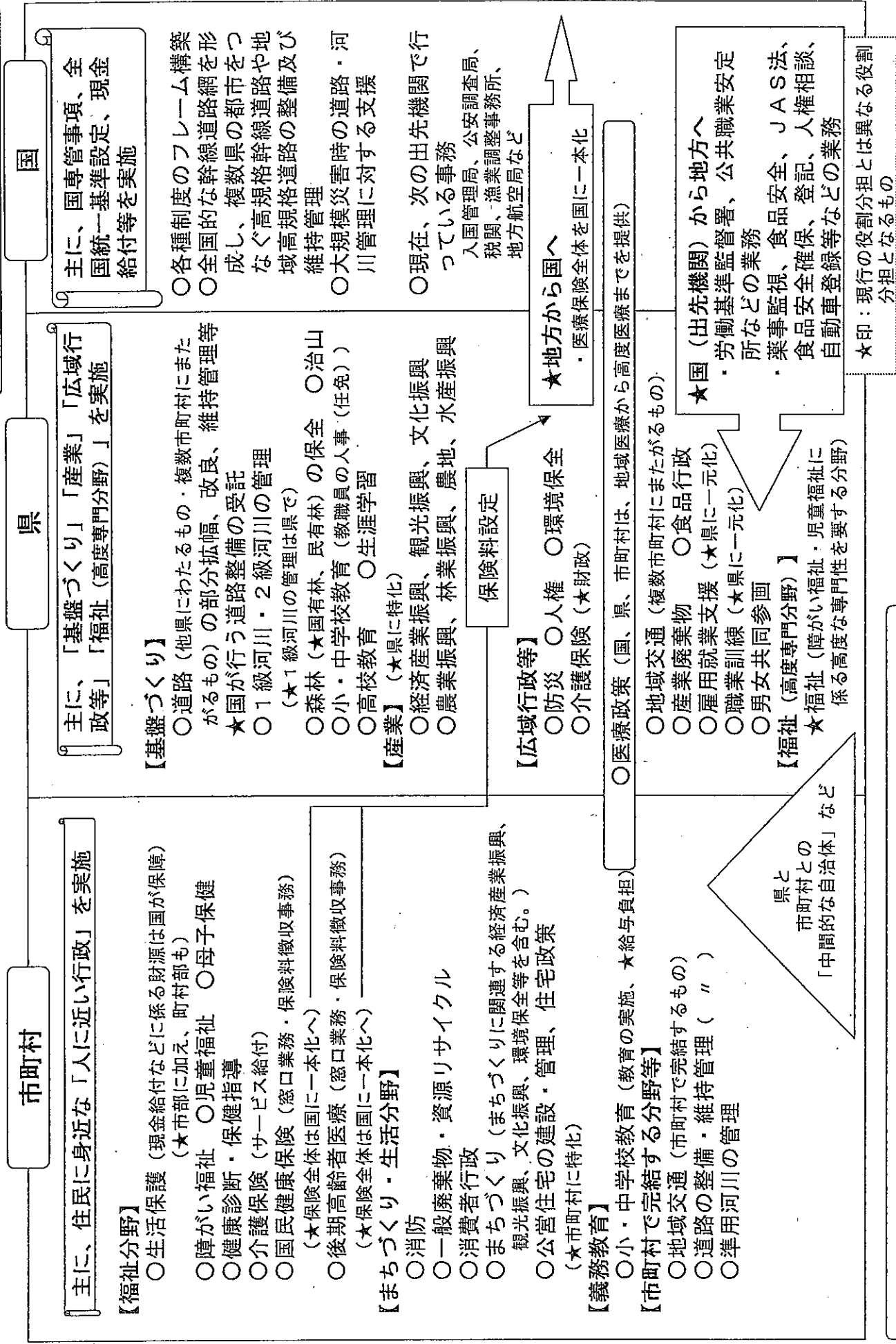
- 国から地方への財源の移譲は、地方税への税源移譲と財政調整機能の強化をセットで実施
- 地方財源の健全な確保のためには、国民議論を踏まえた税制の抜本改革が必要
- 財政調整は、都市と地方の民間資本による社会的インフラ整備の寄与度の格差、経済的な不効率や環境への影響などを低減し国土の均衡ある発展の観点からも必要。

(4) 地域主権交付金（一括交付金）

- 一括交付金は、「地域主権交付金」とし、最終的には地方の一般財源に移行。
- 交付金化に際しスリム化等を理由とした削減を行うことなく、また、制度化後も経済変化により所要額との乖離が生じる場合は、国において予算措置を講じるなど総額を確保。
- 一括交付金の配分は、団体ごとの事業量に応じた配分と、事業に必要な費用に地域で差があることを反映した配分が可能となる仕組みを合わせ持ったものをルール化。

鳥取県発地域主権型社会における国・県・市町村の役割分担 [主なもの]

3段階ロケット型で、国、県、市町村の役割を明確に分担し、連携する姿を表したものを



※（国、）県、市町村の間において事務の共同化（税の徴収、道路維持等）を検討。

平成22年国勢調査鳥取県実施本部の発足について

平成22年4月21日
統 計 課

平成22年国勢調査の円滑かつ効率的な実施に万全を期するため、平成22年4月20日付けで「平成22年国勢調査鳥取県実施本部」を発足。

1 組織体制

本部長＝企画部長、副本部長＝企画部参事監。事務局を統計課に置く

(1) 事務局の構成

企画審査、総務、広報の3班を設ける。

(2) 庁内連携体制

関係機関を「庁内協力会議」として位置づけ、調査実施上の諸課題に連携して対応。

2 設置期間 平成22年4月20日(火)～平成23年3月31日(木)

3 調査の役割分担 県

→・市町村事務打合せ会の開催

- ・調査員・指導員数の市町村配分等調査全体の進行管理
- ・調査書類の二次的審査(人口及び世帯数の把握状況など)
- ・事後調査に関する事務 他

市町村→・調査員及び指導員選考・推薦(任命は国が行う。)

- ・指導員・調査員を指揮監督しての調査実務
- ・調査書類の一次的審査 他

4 調査の概要

(1) 調査の沿革 国勢調査は、統計法(平成19年法律第53号)第5条第2項の規定に基づき、わが国の人口や世帯の姿を明らかにする最も基本的な統計調査として大正9年(1920年)以来5年ごとに行われ、今回で19回目の実施。

(2) 調査の期日 平成22年10月1日(金)

(3) 調査の期間 [調査票配布期間]: 9月23日(木)～30日(木)

[調査票の当初回収期間]: 10月1日(金)～7日(木)

[調査票未提出世帯回収期間]: 10月22日(金)～24日(日)

(4) 調査の対象 住民票などの届出に関係なく、日本国内にふだん住んでいるすべての人及び世帯を対象として調査を実施。(日本に居住する外国人も対象)

(5) 調査の流れ

総務省	都道府県	市区町村	指導員	調査員	世帯
	(鳥取県)	(19市町村)	(約430人)	(約3,100人)	(21万6千世帯)

(6) 調査事項 ア 世帯員に関する事項: 男女の別、出生の年月等15項目

イ 世帯に関する事項: 世帯員の数、住宅の床面積等5項目

(7) 結果の公表

【人口速報集計(速報値)】平成23年2月公表予定

○ 全国、都道府県及び市区町村別の人口及び世帯数

【人口等基本集計(確定値)】平成23年10月末までに、順次公表予定。

○ 人口・世帯数の確定結果並びに人口の男女・年齢・世帯、住居に関する基本的事項等

5 主な課題

(1) 調査方法の変更(封入提出方式及び郵送提出方式)に伴う調査票回収状況の把握・管理。

(2) オートロックマンションやワンルームマンション等の面接が困難な世帯への対応。

(3) 調査関係書類等の紛失・盗難や個人情報の漏洩等の防止や管理の徹底。

鳥取県情報システム全体最適化検討委員会の検討結果について

平成 22 年 4 月 21 日

情 報 政 策 課

本県の情報システムに関し、業務の効率化、経費節減及び県内 IT 産業の振興のため、学識経験者等 7 名による「鳥取県情報システム全体最適化検討委員会」にて、調査・検討を行ないました（平成 20 年 10 月から平成 22 年 3 月までの間に計 9 回開催）ので、その検討結果について報告します。

1. 検討結果の概要

(1) オープン化（※1）技術によるシステム再構築

①基幹系業務システム（税務、財務、給与システム）

システム再構築は見送り、現状のシステムを継続利用する。

- ・ これまでにシステム間連携等、業務効率化に必要な改修がかなり行われている。
- ・ 再構築費用 1,477～2,110 百万円、運用費用 170～263 百万円/年（現在 317 百万円/年）と見込まれ、少なくとも 10 年以上利用しないと再構築費用が回収できない。

②オープン化されていない業務システム（母子寡婦福祉資金等 10 業務システム）

順次オープンなシステムに置き換える。

- ・ （株）鳥取県情報センターへの随意契約から、県内企業による競争調達が可能となり、運用費用の低減も見込まれる。

※1 メーカー独自の技術によらないこと。競争調達が可能なこと。

(2) サーバの集約化

仮想化技術（※2）を活用して、サーバを集約化する。

- ・ 現在、業務システム毎にサーバが導入され、約 200 台のサーバがサーバ室や各所属の執務室内等に設置されている。
- ・ 仮想化技術の活用により、25 台程度のサーバ台数に集約可能。
- ・ 省電力や熱対策など環境への配慮にも有効。

※2 ソフトウェアだけで仮想的なコンピュータ環境（仮想マシン）を作り、この上で OS やアプリケーションをインストールして使用可能にする技術。1 台のサーバで複数システムの稼働が可能。

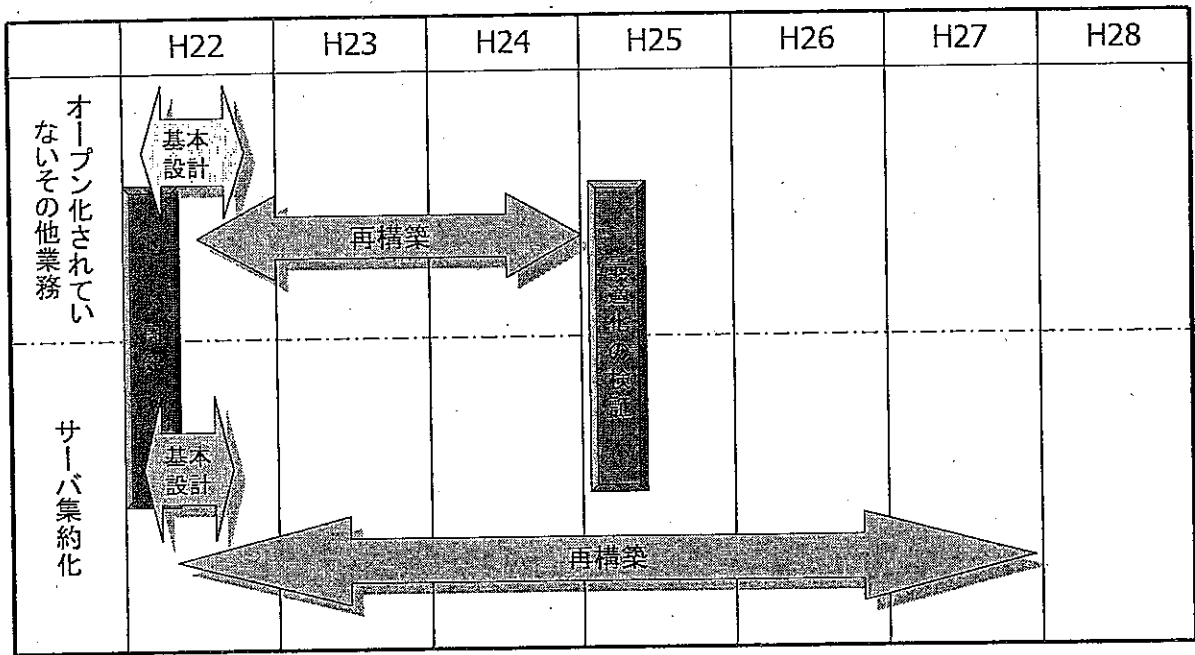
2. アクション・プラン

(1) オープン化（オープン化されていない業務システム）

今後 3 年間で、情報政策課所管の「業務改善システム構築支援事業」を活用して再構築する。

(2) サーバの集約化

各システムのサーバ更新時期（今後 6 年間）に併せて、情報政策課が準備・提供するサーバに順次集約するものとする。



鳥取県全体最適化のスケジュール（案）

平成21年度情報セキュリティ内部監査の実施結果について

平成22年4月21日
情報政策課

鳥取県情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）の遵守状況を検証するため、職員による内部監査を平成22年2月から3月に実施しましたので、その結果を報告します。

1 監査対象機関

ポリシーの適用対象機関（知事部局）から以下の10機関を選定

①米子児童相談所、②日野総合事務所県民局、③水産試験場（沿岸漁業部）

④東京本部、⑤空港管理事務所、⑥東部総合事務所農林局農林業振興課

⑦自治研修所、⑧統計課、⑨中部総合事務所生活環境局生活安全課

⑩水産試験場（沖合漁業部）※

※ ⑩水産試験場（沖合漁業部）は、運用するホームページ（Web サイト）の改ざん事案の発生のため、特別監査を実施した。

2 実施期間

平成22年2月26日（金）～3月24日（水）

3 主要項目

ポリシーに基づき以下の事項を監査した。

- (1) 職員のポリシーの遵守状況（ポリシーに対する各機関の認識・対応等の確認）
- (2) パソコン等の運用管理（パスワードの管理等、ウイルス対策ソフトが最新であるか等）
- (3) その他各機関ごとに必要と判断された項目（業務に対応した重要な情報の取扱状況）

4 結果概要

- (1) 監査結果（9機関：水産試験場（沖合漁業部）を除く）

概ね適正に執行されていたが、以下の2点について指導・助言を行った。

ア 説明会等に利用するパソコン（ネットワーク未接続）について

- セキュリティ対策ソフトの未導入等

（日野総合事務所県民局、水産試験場（沿岸漁業部）、東部総合事務所農林局、自治研修所）

イ USBフラッシュメモリ使用状況について

- USBフラッシュメモリ取扱要領による、管理簿、利用簿による管理等の未実施（東京本部）

- (2) 特別監査結果（水産試験場（沖合漁業部））

水産試験場（沖合漁業部）が独自に運用していたWebサイトの改ざん事案が、平成22年3月17日に発生したため、特別監査を実施した。

（概要）

水産試験場（沖合漁業部）では、庁内LANとは別に計測機器のデータ処理端末とデータサーバを結ぶ独自のネットワークを構築し、インターネットへも接続していたが、ポリシーに定められた以下の事項が遵守されていなかった。

- 情報セキュリティ管理者（所属長）及び職員のポリシーへの不十分な認識
 - インターネットに接続する独自ネットワーク端末のウイルス対策等の未実施
 - 解析用独自整備パソコンのログインパスワードの未設定
 - USBフラッシュメモリ取扱要領による、管理簿、利用簿による管理等の未実施
- 以上の点について、徹底した対策を行うよう指導した。

日野地区における法定協議会の設置について

平成22年4月21日
自治振興課

現在、県から市町村への権限移譲の他、市町村間や県と市町村との間における事務の共同処理を進めるため、県内4地区（東部、中部、西部、日野の各地区）で、「県・市町村連携・共同事務検討協議会」を設置し、検討を行っています。

このうち、日野地区において、事務の共同化等を進める組織として、地方自治法の規定に基づく法定協議会の設置に向けて手続を進めることに合意しましたので報告します。

1 これまでの経緯

- H21. 9. 18 第1回「日野地区連携・共同事務検討協議会」開催
⇒実現可能性のある共同事務を絞り込み、その可否を具体的に検討していくことを確認
- H21. 10～12 検討協議会の下部機関である研究会及び専門部会での検討
- H22. 1. 19 第2回検討協議会開催
⇒検討結果の報告、法定協議会の設置に向けた検討の開始
- H22. 1～3 研究会での検討
- H22. 4. 14 第3回検討協議会開催
⇒関係団体において法定協議会の設置に向けた手続を進めていくことを合意

2. 共同して取り組む予定の事務

県と町の共同	町と町の共同
<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者雇用 県と町の共同で、年間を通した委託計画を立て、作業所における継続的な仕事の受注機会を創出 ○母子保健分野における発達支援 発達の遅れが疑われる乳幼児等を対象にした健康診査や健康教室を共同で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○事務用品等の共同発注 必要な用品等を共同で入札し、購入コストの削減を目指す ○消費者行政（悪質な訪問販売の防止等） 共同で防犯週間を設置したり、関係機関との連絡会等を実施するなどして、日野地区全体での取組を行う

3 法定協議会の概要

※別添のとおり

4 今後のスケジュール（予定）

- 4月下旬から5月中旬まで、3町において住民を対象としたパブリックコメントを実施
- 関係団体の協議により規約を定め、法定協議会を設置することについて、議会の議決を経る必要がある（地方自治法第252条の2第3項）、6月議会へ議案を上程予定
- <6月議会で承認された場合>
- 法定協議会を設置した旨及び規約を告示（地方自治法第252条の2第2項）
- 法定協議会を設置した旨及び規約を総務省へ届出（同項）

↓

7月 法定協議会 設置

（参考：地方自治法（抄））

第二百五十二条の二 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

法定協議会の概要

1 目的

鳥取県並びに日南町、日野町及び江府町が、事務を連携して管理し、及び共同で執行することなどにより、行政サービスの維持・向上、効率的な行財政運営及び地域に共通する諸課題の解決を図る

2 名称

「鳥取県日野地区連携・共同協議会（仮称）」

3 構成団体

鳥取県、日南町、日野町及び江府町

4 主な担当事務

(1) 次に掲げる事務の管理及び執行

ア 日野郡内の障がい者雇用に関する事務

イ 日野郡内の母子保健分野における発達支援に関する事務

ウ 日野郡内の消費者を対象とした悪質な訪問販売の防止等に向けた取組に関する事務

エ 日野郡内の消費者行政に関する関係機関との連携に関する事務

オ 日南町、日野町及び江府町における事務用品等の共同発注に関する事務

(2) 次に掲げる事務の連携及び共同化に関する協議

道路の維持管理及び除雪、保健福祉、教育、農林業、商工業等の振興、公営住宅等の維持管理、移住定住対策、地域交通、消費者相談、職員研修、専門職員の設置、その他必要と認められる事務

(3) 県及び町の役割と権限移譲に関する協議

5 事務所の所在地

日野総合事務所内に設置（4（1）に掲げる事務は、それぞれ構成団体が分担して実施）

6 会長

構成団体の長が協議して定めた町長

7 委員

日野総合事務所長、会長以外の町長の職にある者（会長及び委員で協議会を組織）

8 幹事会

協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項以外の事項で協議会の会議で定めるものを処理（日野総合事務所県民局長、日南町、日野町及び江府町の副町長及び総務担当課長で構成）

9 専門部会

担当事務に掲げる事項に係る専門的な協議、調整を行う

10 住民参画

会長は、事務を遂行するにあたり日野郡内の住民等の声を聴くなど住民参画に努める

11 経費の支弁の方法

協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、各構成団体が負担

12 設置時期

平成22年7月1日（予定）

米子－名古屋便について

平成22年4月21日
交通政策課

1 経緯

3月10日(水)、全日本空輸(株)本社から県に米子－名古屋便路線の見直しの意向が伝えられた。

- 米子－名古屋便路線(1日1往復)は、平成22年10月31日をもって廃止する。
 - ・廃止の理由は、経営改善策の一環(赤字路線の見直し、人件費削減、労働時間延長等)
 - ・米子－名古屋線の今年度利用率は40%程度、約6億円の赤字見込み
 - ・赤字路線について直ちに出血を止めなければ会社の存続にも関わる。
 - ・廃止は、中部空港路線は計2路線、他にも数路線の予定。
 - ・廃止になれば、公表は国交省への届出時期に併せて発表(4月末)の予定。

2 対応

(1) 全日空に対する存続要望

- 3月16日(火)に全日空本社、国土交通省に対し、鳥取・島根両県、地元市、民間の関係者が、鳥取・島根両県知事、鳥取県議会議長、米子空港利用促進懇話会会長の要望を行った。

全日空への要望

(対応者) 竹村滋幸 取締役執行役員、岡田晃 上席執行役員
(参加者) 藤井鳥取県副知事、坂口米子空港利用促進懇話会会長、
安倍境港市副市長、皆尾米子市企画部長、細木島根県東京事務所長ほか

- 4月9日(金)に全日空本社に対し、鳥取・愛知両県、地元市、民間の関係者が、鳥取・愛知両県知事、名古屋市長、中海市長会会長、米子空港利用促進懇話会会長、中部国際空港利用促進協議会代表理事、中部国際空港(株)社長名の要望を行った。

全日空への要望

(対応者) 伊東信一郎 代表取締役社長、篠辺修 常務取締役執行役員ほか
(参加者) <鳥取県側>
平井鳥取県知事、野坂米子市長、坂口米子空港利用促進懇話会会長、
湯村鳥取県旅館組合おかみの会会長、宇田川同おかみの会顧問ほか
<愛知県側>
片桐愛知県副知事、二神名古屋市東京事務所長、
細谷中部国際空港利用促進協議会理事、川上中部国際空港(株)社長ほか

<全日空の回答>

- 米子－名古屋線の存続のため頑張ってきたが、厳しい経営状況の下で、様々なコスト削減に取り組んでおり、その一つとして路線の見直しを提案した。
- 存続要望を受け、再度社内で協議・検討したい。

(2) 今後の路線存続に向けた取組

全日空に対し存続の働きかけを続けるとともに、米子空港利用促進懇話会等と連携して、旅行商品の充実、中京圏での路線PR、メディアを活用した鳥取観光PR、利用促進キャンペーン等により、利用拡大の取組を強化していく。

米子空港の愛称化について

平成22年4月21日
交 通 政 策 課

4月7日(水)に開催された米子空港利用促進懇話会の総会において、会員等への意見集約の結果を踏まえ、米子空港を「米子鬼太郎空港」の愛称で呼ぶことが決定されましたので報告します。

1 米子空港の愛称使用の決定

米子空港の愛称使用については、米子空港利用促進懇話会会員へのアンケートや一般向けのパブリックコメントでの意見集約の結果を踏まえ、以下のとおり決定。

◆米子空港の愛称名 「米子鬼太郎空港」

2 経 緯

(1) 「米子鬼太郎空港愛称化キャンペーン」

昨年2月13日開催の米子空港利用促進懇話会臨時総会で平成21年度に境港市観光協会を中心として「米子鬼太郎空港愛称化キャンペーン」に取り組むことが決定。

(主な取組内容)

- ・米子空港ターミナルビル前への横断幕設置 (H21.7.24)
- ・境港市役所への看板設置 (H21.11.30)
- ・米子空港時刻表でのPR (H21.6月～)
- ・キャンペーンシール・ステッカーによるPR (地元運送会社トラック、隠岐汽船フェリー、水木しげるロード振興会等)
- ・名古屋など各地の鳥取県観光イベントでのPR

(2) 会員アンケート及び一般向けの意見募集

昨年1年間の取組の結果を受けて、懇話会幹事会(2/17開催)で、愛称化に向けて会員意見集約の上、手続を進めることを確認。

○懇話会会員に対するアンケート<3月5日まで>

【アンケート結果】賛成22 反対4 賛否表明せず 3(うち「懇話会の決定に従う」が2)

○一般向けの意見募集<2月19日～3月19日>

愛称化のPRと気運醸成を兼ねて、県庁HPで県民や空港利用者向けにパブリックコメントを実施した他、水木ロード、夢みなとタワー、米子空港等でもアンケートを実施。

【意見募集結果】応募者2,178票中、賛成が1,943票(89%)

3 愛称を活用した米子空港利用促進

イメージキャラクターの設定、空港看板の設置等「米子鬼太郎空港」としての準備を整えた上で、7月を目途に記念イベントを開催予定。併せて、羽田空港、中部国際空港でのPR、首都圏、中京圏のメディア等へのPRを実施する。

なお、4月26日(月)に「米子鬼太郎空港」の命名式を行い、記念イベントに向けた盛り上げを図っていく。

「米子鬼太郎空港」命名式で披露する横断幕と懸垂幕

横断幕（屋外用）

1300x1600

よう来てごしなった —— 世界初の妖怪の空港が誕生 ——
「米子鬼太郎空港」をみんなで育てましょう

懸垂幕

1300x1600

よう来てごしなった —— 世界初の妖怪の空港が誕生 ——
「米子鬼太郎空港」を
みんなで育てましょう

横断幕（屋内用）

500x3000

よう来てごしなった —— 世界初の妖怪の空港が誕生 ——
「米子鬼太郎空港」をみんなで育てましょう

J R山陰本線「新・^{あまるべ}余部橋りょう」の供用開始日の決定について

平成22年4月21日

交通政策課

余部橋りょう架替事業については、平成17年度から実施してきたところですが、新橋りょうの供用開始日が決定しましたので報告します。

1 供用開始について

(1) 供用開始日

- 平成22年8月12日(木) ※始発列車から新橋りょうでの運行を開始
- 供用開始日には、完成記念式典を行う予定

(2) 橋りょう切替に伴う列車運休と代行輸送バスの措置

- 現橋りょうを一部撤去し、新橋りょうの桁を設置するため、列車の運休が必要
- 列車運休期間中も、平常時と同じ利便性が確保できるように、列車と同本数のバスを運行し、代行輸送を実施
 - ・ 運休期間 平成22年7月17日(土)～8月11日(水) 26日間
 - ・ 運休区間 香住駅～浜坂駅
 - ・ 代替措置 代行輸送バス(香住～浜坂間)を運行

※代行輸送バスのダイヤは、後日、J R西日本から発表されます。

2 ダイヤ改善等の利便性向上に向けた取組み

余部橋りょうの架替えにより、J R山陰本線の安全性・定時制が確保されることから、観光・経済・生活面で鉄道による鳥取県東部地方と兵庫県但馬地方との交流促進が一層図られるよう、3月29日に副知事がJ R西日本本社に対し、特急列車の鳥取延伸・増便や普通列車の直通化などダイヤ改善要望を行ったところ。

引き続き、鳥取・兵庫両県、関係自治体、観光関係団体、商工団体が共同で要望活動を実施予定。

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例に基づく 「中山間地域振興行動指針」(平成22年度)

平成21年4月1日(作成)

平成22年4月1日(一部修正)

第一章 行動指針の策定に当たって

1 はじめに

(1) 中山間地域の重要性

本県の中山間地域は、豊かな自然や景観、歴史と文化に育まれ、地域住民の生活の場としてのみならず、県土の保全、食料の供給、水源のかん養、地球温暖化の防止等の多面的・公益的な機能を有しています。

また、自然や食等を大切にし、物質的な豊かさよりも心の豊かさを大切にす価値観や生活様式をはぐくむ場でもあります。

この県民共有の財産である中山間地域は、長い年月をかけて先人が大切に守り育ててきたものであり、私たちは久しくその恵みを享受してきました。

(2) 中山間地域の厳しい現状と課題への対応の必要性

中山間地域の現状をみると、森林の荒廃、耕作放棄地の増加、生活交通機能の縮小、情報通信環境整備の遅れ等に加え、過疎化と高齢化の進展により、集落の地域活動等を支える担い手が不足し、集落の維持存続さえ危ぶまれる地域もあります。

このため、私たち鳥取県民は、中山間地域に暮らす人々が誇りをもって安心して生活を営み、また、中山間地域の貴重な資源と公共的な機能を次世代に引き継ぐため、県、市町村、県民、特定非営利活動法人、事業者等の多様な主体が地域住民と協働し、共に手を携えて中山間地域の振興に取り組んでいくことが必要です。

(3) 協働による取組と条例の制定

県民一人一人が中山間地域の価値を広く認識し、県民等の総意の下、行政機関と県民等が協働して中山間地域の振興に取り組むため、平成20年10月に「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例(平成20年条例第63号。以下「条例」という。)」を定めました。

また、「鳥取県将来ビジョン」においても「中山間地域の住民生活の安全・安心」を確保した「持続可能な地域づくり」に取り組むこととしており、みんなで取組を共有することとしています。

2 行動指針の趣旨

この中山間地域振興行動指針(以下「行動指針」という。)は、条例の規定に基づき、県、市町村、県民等が連携・協力し、条例第7条に規定する重点的に取り組む施策について、その具体的な進め方や取組の方向を示そうとするものです。

また、本行動指針は、新たな課題の発生等の状況に応じ、柔軟に追加、修正等を行うものとします。

第二章 中山間地域振興の基本方向

中山間地域の意義や公益的機能、現状に対する問題意識を共有しながら、県、市町村、県民、特定非営利活動法人、事業者等の多様な主体が協働・連携・分担して持続可能で住みよい中山間地域とするために取り組む施策や事業の実施における基本的な方向を示します。

1 生活の安全・安心の確保

中山間地域は、都市部と比較して、人口減少が著しく、併せて高齢化が急速に進んでおり、日常的な買い物の利便性、生活交通手段の確保、情報通信環境、医療・福祉体制、消防・防災体制といった生活環境インフラが脆弱です。

そのため、中山間地域に居住している県民が住み慣れた地に住み続けるためには、これらの環境整備を行うことが必要です。

また、中山間地域には、人口減少、高齢化等により、単独での存続が危ぶまれている集落が多数存在しています。

したがって、今後、集落としての多様な機能を維持していくためには、単独集落だけではなく、近隣集落との連携や公民館単位、小学校区単位等で新たなコミュニティ・プラットフォームやネットワークを構築し、地域のことは地域が主体となって考えるという基本方針の下で、地域の女性や若者たちも主体的に地域づくりに参加していく仕組みづくりも必要です。

2 多様な主体の活力ある活動の創造

団塊の世代の退職による都会からのふるさと回帰志向や田舎暮らしへの憧れ、スローライフやロハス（LOHAS=Lifestyles Of Health And Sustainability）生活志向等による都市部からの移住者を積極的に受け入れられる体制を整えることにより、新たな定住民による新たな発想での地域づくりへの参加、農地や山林の維持、空き屋の再生などが期待できます。移住には至らないまでも、そのきっかけづくりの一つとして、農林業等資源を活用した地域の特性あふれる体験型観光イベントや参加型ボランティア活動等の新たな取組による都市住民との交流の仕組みづくりが必要です。

産業的な視点では、これまでの特産物（素材）生産のみならず、それらの素材を加工し、付加価値を付けるための新たな産業（特産物のブランド化、地域ビジネス、6次産業化など）を創出し、中山間地域の活力のアップと所得確保のための仕組みづくりや農林水産業の担い手確保が必要です。さらに、魅力ある食や地域特産物に関する情報発信は、県内外からの多くの観光客の訪問、新しい賑わいや交流の創出が期待できます。

また、中山間地域から通勤できる地域に企業を誘致するとともに、地域でのコミュニティビジネスの起業を促進し、就業の場の確保を図ることも必要です。

3 公益的機能の維持増進

中山間地域は、豊かな自然や景観、歴史と文化に生まれ、県土の保全、食料の供給、水源のかん養、地球温暖化の防止、災害の防止、伝統文化の存在などの多面的・公益的な機能を持っています。

これらの機能は、放置しておけば、機能が低下し消失する危険もあります。したがって、県民への中山間地域の持つ公益的機能の理解の浸透を図り、自然環境や農林地の保全、治山、治水、伝統文化の継承等に積極的に取り組んでいくことが必要です。

第三章 知恵と力を集め、みんなで取り組む意義

中山間地域では、地域住民の取組に加え、近年、中山間地域の価値を認識し、地域で活動する団体や個人、体験等交流に訪れる人々など多様な主体が活動し、関与するようになってきています。一方で過疎化と高齢化等により地域住民だけでは地域の維持が困難な状況も現れており、また地域を支える市町村をはじめ行政の取組にも限界があります。このため、中山間地域にかかわる県、市町村、県民等の多様な主体が連携して取り組む必要があります。

「県民等」とは、県民、特定非営利活動法人、ボランティア、事業者、大学、「住民」とは、中山間地域に居住する県民、「事業者」とは、民間事業者、公益事業者（農業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、公益法人など）、「特定非営利活動法人」は「NPO」としています。

1 県の責務

- (1) 県は、多様な主体と連携し、中山間地域の振興に関する総合的な施策の推進に取り組んでいきます。
- (2) 県は、市町村や県民等に対して、中山間地域の振興に関する多種多様な情報をあらゆる機会を通じて適宜提供します。
- (3) 県は、施策の推進に当たっては、市町村や県民等と協働して取り組んでいきます。
- (4) 県は、NPO、ボランティア、事業者、大学等のそれぞれの特性を生かし、住民と連携した地域活動が促進されるようネットワークづくりなど環境整備等に取り組んでいきます。
- (5) 県は、国に対して、中山間地域の振興に関する施策の提言、要望等を行っていきます。
- (6) 県は、中山間地域の公益的な機能について、県民の理解がより一層深まるよう取り組んでいきます。

2 市町村の役割

中山間地域をその区域に含む市町村は、住民に最も近い地域の振興を担う中核の行政組織として、自らが施策を講じるに当たって、地域の実情や住民のニーズを把握し、住民の主体的な取組を誘導するとともに、県やNPO、ボランティア、事業者、大学等必要な主体と連携を図りながら施策に取り組むよう努力するものとします。

また、他の市町村との連携、協力を図りながら、広域的な視点に基づく効果的な施策にも取り組むよう努力するものとします。

3 県民等の役割

県民等は、水源のかん養、洪水及び土砂崩壊の防止、大気の浄化、農林水産物の供給、憩いの場や自然とのふれあいを通じた教育の場の提供等の公益的な機能を中山間地域が有し、提供しており、また、都市部と中山間地域が相互に補完し合う関係であることに対する一層の理解を深め、それぞれの活動を通じて中山間地域を共に支え、活性化を目指す取組への参加と協力を努めるものとします。

第四章 中山間地域振興の推進体制

県内4地区（東部・中部・西部・日野）に「中山間地域振興協議会」を置き、市町村、住民、NPO、大学、シンクタンク等と協働・連携してニーズ・課題の把握や施策検討を行います。

また、庁内に「鳥取県中山間地域振興推進会議」を置き、「中山間地域振興協議会」から提出された課題や施策の部局横断的な検討を行います。

1 鳥取県（東部・中部・西部・日野）地区中山間地域振興協議会

中山間地域は各地域ごとに背景となる地理的条件や社会的条件が異なっているため、東部総合事務所（八頭総合事務所管内を含む）、中部総合事務所、西部総合事務所、日野総合事務所の分掌地域ごとに「鳥取県〇〇地区中山間地域振興協議会」を設置し、各地域における住民ニーズの把握や地域の実情にあった施策の検討等を行うとともに、中山間地域振興推進会議に施策提案等を行います。

なお、この協議会は、必要に応じて合同で開催します。

また、財団法人とっとり地域連携・総合研究センターに中山間地域活性化支援員を設け、各地区の中山間地域振興協議会に配置して、地域の活性化や課題解決への取組を支援します。

- (1) 会長 各総合事務所長
- (2) 構成員 各総合事務所各局長、該当地域の市町村担当課長、住民代表、NPO、大学、シンクタンク 等
- (3) 事務局 各総合事務所県民局（全体会は企画部地域づくり支援局中山間地域振興課）

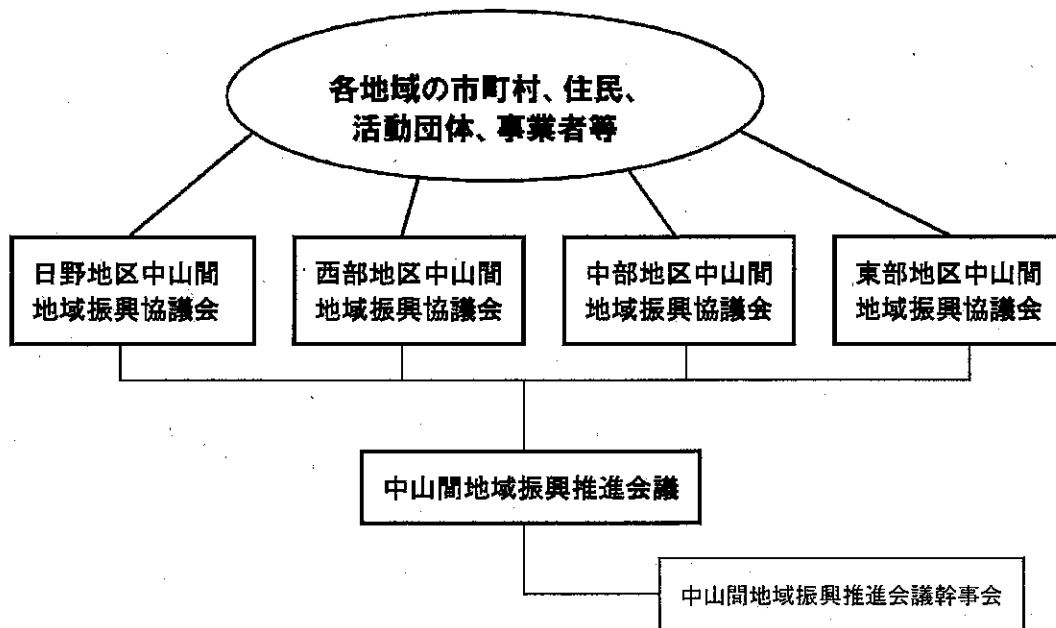
2 鳥取県中山間地域振興推進会議

部局を横断した「鳥取県中山間地域振興推進会議」を設置し、中山間地域振興協議会から提出された課題や提案を踏まえ、必要な施策について検討を行います。

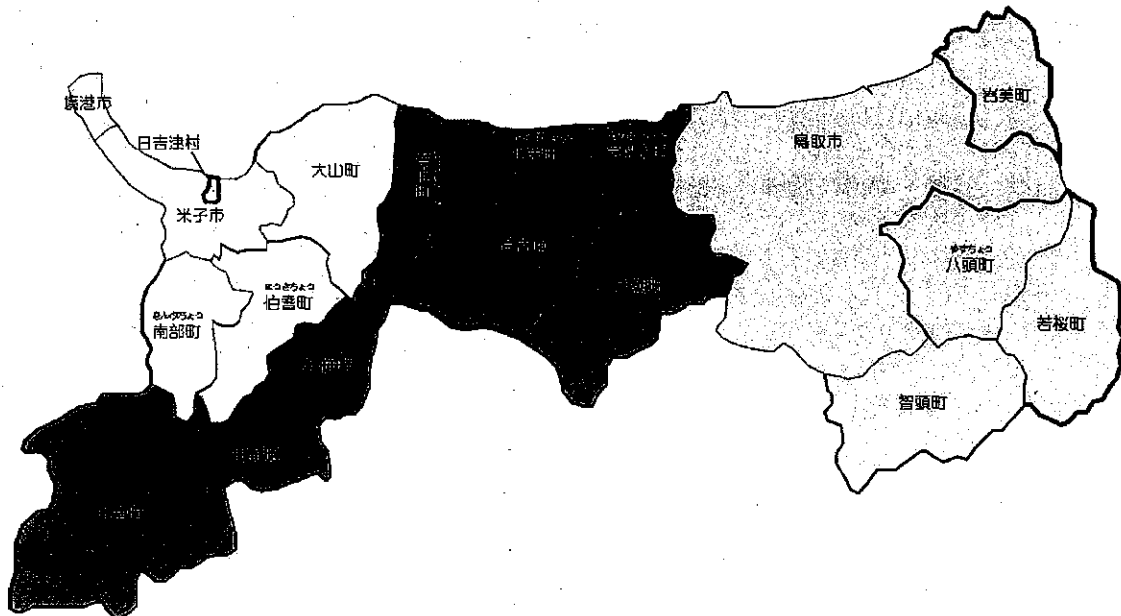
なお、この会議を補完するため、各部局の主管課長により構成する「鳥取県中山間地域振興推進会議幹事会」を置きます。

- (1) 会 長 副知事
- (2) 構 成 員 知事部局各部局長、教育委員会事務局次長、警察本部生活安全部長、各総合事務所長
- (3) 事務局 企画部地域づくり支援局（中山間地域振興課）

3 各組織の位置付け・関係図



(参考：各地域振興協議会管轄の範囲)



第五章 重点的に取り組む施策

県、市町村、県民等は、第二章の中山間地域振興の基本方向の下、相互に連携・協力して次に掲げる施策に重点的に取り組みます。

1 安全で安心な定住環境の確保と充実に関する施策

【現状と課題】

- (1) 身近なスーパーや小売店などが閉鎖し、生活交通が不便な地域で、自家用車を持たない高齢者等は、日常的な買い物もままならない状況にあります。
- (2) バス等の公共交通機関について、過疎化やマイカーの普及により利用者が減少し、行政の負担が年々大きくなってきています。また、地上デジタル放送の難視聴地域の発生を防ぐ必要があります。ブロードバンド通信環境の未整備地域や携帯電話不感地区が県内に残っています。
- (3) 医療・保健サービスの拠点施設が不十分であり、また交通手段も不便であるなど、住民の健康の保持増進に不安が生じています。
- (4) 小学校の統合や、保育施設の統合・減少により、児童の通学や幼児の保育には大きな労力を必要としています。
- (5) 独り暮らしの高齢者は、くらしの安全や防犯面でも不安を感じています。また、消防署等から遠隔であることや消防団の団員数減少、サラリーマン化等から、いざという時の消火・救助活動、救急搬送にも不安を感じています。

【今後の取組】

- (1) 生活必需品等の買い物の機会確保、利便性維持・向上に向け、市町村等と連携協力し、地域住民の暮らしを支えます。
- (2) 地域の実情に応じた持続可能な生活交通体系の確保に向け、市町村等の取組を支援するとともに県においても必要な対策を行います。
- (3) 2011年7月からの地上デジタル放送への確実な移行を行うとともに、携帯電話の不感地区の解消とブロードバンド通信環境の整備に向け、通信事業者への働き掛けを行いながら、市町村の取組を支援し、早期にこれらの情報通信環境の整備を目指します。
- (4) 地域の保健医療サービス、福祉サービスの維持・充実を図ります。また、住民自らの健康の保持増進が図られるよう支援します。
- (5) 地域における教育環境の充実を図るとともに、地域で安心して子育てができるよう、保育環境等の整備を行います。
- (6) 民間事業者の協力や住民同士の共助による地域の見守り活動や防犯に係る活動を推進します。また、常備消防の体制充実や消防団員確保等について市町村等の取組を支援します。

【主な目標指標】

項 目	指針作成時点	直近の状況	目 標
地上デジタル放送視聴可能世帯割合	95% (平成19年度末)	97% (平成21年度末)	100% (平成23年7月末)
携帯電話不感地区数	45地区 (平成19年度末)	25地区 (平成21年度末)	0地区 (平成30年度末)
ブロードバンド未整備区域が存在する市町村数	6市町村 (平成19年度末)	5市町村 (平成21年度末)	0市町村 (平成30年度末)
中山間集落見守り活動に参加する企業数	2社 (平成20年9月末)	28社 (平成22年2月末)	30社 (平成30年度末までの累計)

自主防災組織率	63.2% (平成20年度)	62.3% (平成21年度)	100% (平成30年度)
消防団員数	5,171人 (平成20年度)	5,170人 (平成21年度)	6,000人 (平成30年度)
消防団協力事業所表示認定事業所	0事業所 (平成20年度)	0事業所 (平成20年度)	250事業所 (平成30年度)

2 集落機能の維持と集落活動の担い手に関する施策

【現状と課題】

地域づくりの担い手が高齢化し、また若者が都市部に流出することにより過疎化が進み、集落機能の維持ができなくなっている地域も出現しており、複数集落での地域運営組織が必要となっています。また、住民に加え、地域に関わる多くの人々が地域を支えるネットワークづくりが必要となっています。

【今後の取組】

- (1) 地域づくりの担い手又は推進役となる人材や団体等の育成を行います。
- (2) 多様な主体が地域づくりに参加し、協力することができるように、地域づくりを行う人的、組織的なネットワークを構築します。
- (3) 地域において、住民の自立した日常生活と社会生活を確保するため、旧村や小学校区単位での地域運営組織づくりを支援します。
- (4) 地域住民と都市住民やNPO、事業者等が交流し、共に支え助け合う仕組みを構築します。

【主な目標指標】

項目	指針作成時点	直近の状況	目標
I J Uターンによる定住・二地域居住者数	88人 (平成19年度)	444人 (平成21年12月末累計)	1,000人 (平成19～平成30年度の累計)
中山間集落見守り活動に参加する企業数	2社 (平成20年9月末)	28社 (平成22年2月末)	30社 (平成30年度末までの累計)
ボランティア活動をしている県民の割合	34.5% (平成18年度末)	34.5% (平成18年度末)	40% (平成30年度末)

3 伝統文化の継承等に関する施策

【現状と課題】

伝統文化に対する理解や認識が必ずしも十分ではなく、また、少子高齢化による担い手不足も相まって、郷土に伝わる伝統や芸能が消失する懸念があります。

これらを次代に継承するとともに、地域文化財を活用して、地域に暮らすことに「誇り」を感じられるような個性的な地域づくりを展開することが必要となっています。

【今後の取組】

地域の魅力づくりや人材育成の観点から、伝統文化を披露し、また多様な地域の文化と交流する機会をできるだけ多く創出する取組を進めます。

4 産業の振興に関する施策

【現状と課題】

農林水産業の低迷や企業の減少など所得や雇用の確保が困難となっている状況があります。

また、地域における農林水産業の担い手が減少し、農林地等の荒廃が進んでいます。中山間地域には特産品や魅力ある観光資源があるものの、販売力の不足や加工による付加価値付け、体験型観光メニュー化などの取組が不十分なため、資源が十分に活かされていない状況にあります。

また、中山間地域に立地していた企業が撤退や廃業するなど、地域の雇用の機会が縮小しています。

【今後の取組】

- (1) 地域の特色を生かした農林業等の生産から販売までの体制を強化します。
- (2) 農商工連携を推進し、農林業等、商工業、観光業が連携して地域資源を活用した新しい産品や産業を創出します。
- (3) 農林水産業での就業支援など地域産業を支える人材の育成を進めるとともに、企業の誘致等による働く場所を確保します。
- (4) 地域づくりの担い手となる人材、団体、県民等が共に支え合う仕組みによる住民へのサービス、交流事業等が、地域における起業や働く場所の確保につながるコミュニティビジネス育成の取組を進めます。

【主な目標指標】

項目	指針作成時点	直近の状況	目標
鳥取県ふるさと認証食品の認証数	317件 (平成19年度末)	476件 (平成22年1月末)	500件 (平成30年度末)
梨新品種の導入面積	16ha (平成19年度末)	49ha (平成20年度末)	200ha (平成27年度末)
県内素材生産量	146千 m^3 (平成18年度)	170千 m^3 (平成20年度)	250千 m^3 (平成30年度)
原木しいたけ生産量	17.7t (平成19年度)	24.7t (平成20年度)	35.0t (平成24年度)
農商工連携による事業化件数	—	—	30件 (平成20～30年度の累計)

5 他地域との交流促進等に関する施策

【現状と課題】

中山間地域では、大学や企業、NPOなど多様な主体が活動し、また中山間地域と都市部等他地域との交流の取組も表れてきており、中山間地域をみんなで支え合い活性化する方策として期待されますが、まだ一部の地域や一過性の交流にとどまり、中山間地域の豊かな資源を十分に活用できていない状況にあります。

【今後の取組】

中山間地域と県内外の他地域との多様な交流を図り、元気な地域づくりを進めます。また、これらの交流により県民等の中山間地域のもつ公益的な価値への関心を深め、県民等に中山間地域の維持、発展への理解と協力を得る取組を進めます。

【主な目標指標】

項 目	指針作成時点	直近の状況	目 標
景観まちづくり活動に取り組む団体数	19団体 (平成19年度末)	37団体 (平成22年3月末)	125団体 (平成30年度末)
ボランティア活動をしている県民の割合	34.5% (平成18年度末)	34.5% (平成18年度末)	40% (平成30年度末)
とっとり共生の森参加企業数	10社 (平成20年9月末)	14社 (平成22年1月末)	30社 (平成30年度末)

6 中山間地域と都市部との共生に関する施策

【現状と課題】

中山間地域だけでは医療・福祉をはじめ様々な機能の確保は困難になっており、都市部との連携が必要となっています。一方、中山間地域は、都市部に対し、水や緑をはじめ豊かな環境を提供し、近年では多様な活動主体の自然体験や自己実現の場ともなっています。本県は中核市と中山間地域が比較的近接しており、中山間地域と都市部が互いに機能や特性を認識し提供し合うことが可能な地理的条件にありますが、連携、協力が十分に図られていません。

【今後の取組】

- (1) 豊かな自然、歴史、文化等をもつ中山間地域と中核となる医療、福祉サービスや、就労の場、商業機能などの機能を有する都市部等との連携、協力を進めます。
- (2) 東部、中部、西部の各圏域ごとに医療機関が機能分担し、相互に連携して医療体制を確保します。

【主な目標指標】

項 目	指針作成時点	直近の状況	目 標
I J Uターンによる定住・二地域居住者数	88人 (平成19年度)	444人 (平成22年12月末累計)	1,000人 (平成19～平成30年度の累計)
とっとり共生の森参加企業数	10社 (平成20年9月末)	14社 (平成22年1月末)	30社 (平成30年度末)

7 中山間地域の公益的な機能の維持増進等に関する施策

【現状と課題】

農林地の荒廃などにより、中山間地域の豊かな自然が失われているだけでなく、農林地がこれまで果たしてきた治山、治水等の環境保全機能が弱まっています。

【今後の取組】

- (1) 中山間地域の持つ多面的な公益的機能の県民の理解促進を進めます。
- (2) 自然環境や農村地の適切な活用、維持保全を図り、県土の荒廃を防ぎます。
- (3) 治山、治水等による防災、水源のかん養等の公益的な機能の維持と強化を進めます。

平成22年度の中山間地域振興の主な取組の方向

1 施策策定の経過

- 平成20年10月に「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例」を制定
- 中山間地域振興協議会（県内4地区）を設置。平成20年度に引き続き、平成21年度も各協議会毎に会議（全体会、分科会又は部会方式、現地視察等）を開催し、現場の課題把握や施策の検討を実施〔東部（八頭管内を含む。）、中部、西部、日野の4地区〕

《この協議会で多くあった意見や提案》

- ・生活交通など利便性の確保（地域バス路線・通学・通院・買い物など）
- ・情報通信環境の整備（携帯電話・地デジ・ブロードバンド）
- ・地域リーダーの確保育成、地域の運営組織の育成、人的サポート
- ・高齢者でも安心して暮らせる仕組み（防犯・防災・医療・困り事相談など）
- ・農林業への支援（持続可能・地域資源の活用・荒廃農林地対策・ブランド化など）
- ・地域にある資源や産業と住民活動等のネットワークづくり（特産品づくり・販売・観光連携・都市と農村との交流・共助など）
- ・観光と連携した交流（グリーンツーリズム、地域資源のネットワーク）

- これらの意見や提案を施策に反映

2 平成22年度の中山間地域振興の取組

- (1) 引き続き、中山間地域振興協議会や地域での意見交換を通じ、地域の課題や施策を検討し、県・市町村・地域の住民団体やNPO・事業者と連携し、課題解決に取り組む。
- ① 喫緊の課題であるバス交通等生活交通の確保や地デジ対応など情報通信環境の整備の取組を充実する。
 - ② 地域運営のノウハウや組織を確保するため、地域のリーダー育成や地域運営組織の取組を支援する。
 - ③ 地域資源の活用やマッチングによる特産品開発、農商工連携による産業の振興活性化、農林業生産基盤の維持保全・耕作放棄地対策などに取り組む。
 - ④ 地域の見守り活動や自主防災組織の活性化支援、コミュニティビジネスの支援などによる安心・安全な生活の確保などに取り組む。
- (2) 地域の課題について地域で活動する住民組織やNPOとも連携し、各地域でモデル的な取組を進め、成功事例とノウハウを共有する取組を進める。

1 安全で安心な定住環境の確保と充実にに関する施策

(買い物)

○中山間地域・コミュニティビジネスモデル支援事業（中山間地域振興課）

中山間地域において不足するサービスなど社会貢献を伴うコミュニティビジネスを開始しようとする者への支援を行います。

○【日野モデル】中山間地域「暮らしを守る」連携事業（日野県民局）

高齢化・人口減少・小売店撤退が進む日野郡において、生活交通が不便な地域で自家用車を持たない高齢者を始めとする地域住民の暮らしを支えるため、移動販売事業者に対し町と協力して運営経費等の一部を助成します。

(生活交通)

○地域バス交通等体系整備支援事業（交通政策課）

バス事業者や市町村が運行するバス路線やNPO法人等による過疎地有償運送路線等への運行支援を行い、身近な生活路線の維持を図ります。

○若桜線維持存続支援事業（交通政策課）

「公有民営方式での上下分離」を若桜鉄道に導入し、鉄道の維持存続により地域の生活交通の確保と地域振興を図る地元自治体に財政支援を行います。

○【西部モデル】中山間地域共助交通システム検討モデル事業（西部県民局）

中山間地域の新たな交通手段としての共助交通システムが、具体的に導入できるか検討を行う地域に補助を行います。

(情報通信環境)

○地上デジタル放送受信支援事業（情報政策課）

地上デジタル放送の受信のため、中山間地等の集落のテレビ共聴組合が行う辺地自主共聴施設の改修・新設に支援を行います。

○地上デジタル放送「新たな難視」解消支援事業（情報政策課）

地上デジタル放送への移行に伴い発生する「新たな難視」を解消するため、新たに設立されたテレビ共聴組合が行う自主共聴施設の新設に支援を行います。

(福祉・医療環境)

○元気なシニア「地域デビュー」応援フェア開催事業（長寿社会課）

高齢者が住み慣れた地域の中でいきいきと暮らしていける社会づくりを推進するため、元気な高齢者（シニア）の社会参加促進の機運の醸成を図るフェアを開催し、参加者の地域デビューのきっかけづくりを行います。

○鳥取ふれあい共生ホーム整備促進事業（長寿社会課）

中山間地域においても、高齢者が住み慣れた地域の中で、障がい者や子どもと一緒にふれあいながら、安心・安全な生活を送れるよう、鳥取ふれあい共生ホームの整備等を行う市町村に対し支援を行います。

○介護保険利用者負担軽減事業（長寿社会課）

中山間地域に所在する小規模事業所において、訪問系のサービスについて特別地域加算が行われることから、他地域との負担均衡を図るために利用者負担の軽減を行います。

○へき地医療対策費（医療政策課）

自治医科大学への負担金を通じた医師養成及びへき地派遣医師の確保等を行います。

○休日がん検診支援事業（健康政策課）

休日にがん検診を受診できる機会を増やすため、休日にがん検診車を活用したがん検診を実施した場合の割増費用の一部を補助し、市町村の休日がん検診の実施を支援します。

(子育て環境)

○保育所に対する総合支援事業（鳥取県地域子育て支援拠点事業）（子育て支援総室）

地域子育て支援センターとして、保育所・保健センター等で地域の子育て家庭等に対し、交流の場を提供するとともに、育児不安についての相談・指導、子育てサークル等への支援などを実施する市町村に対して支援を行います。

○放課後児童クラブ設置促進事業（子育て支援総室）

小学校低学年の児童に、児童厚生施設等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る放課後児童クラブを運営する市町村に対して支援を行います。

○放課後子ども教室推進事業（家庭・地域教育課）

子どもの安心・安全な居場所づくりを進めるため、全小学校区で、放課後や週末に小学校の余裕教室等を活用して、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を行う市町村に支援を行います。

○地域による学校支援推進事業（家庭・地域教育課）

地域に学校を支援するためのコーディネーターを配置し、教員に代わって地域住民への学校行事等への協力要請等を行うことで、地域住民の活用を一層促進し、地域が学校を支援する体制を構築します。

○本のあるまちづくり支援事業（家庭・地域教育課）

若桜鉄道と連携して、駅舎に図書を整備し、列車の待ち時間や乗車時間を利用して読書ができる環境整備を行います。

(安全・安心)

○地域防災活動指導者養成事業（防災チーム）

自主防災組織の結成促進及び地域住民の防災に関する意識醸成や知識普及、訓練指導などを行う「地域防災活動指導者」を県と市町村の協働により養成します。

○コミュニティ連携による地域防災・防犯力向上事業（防災チーム）

地域の自主防災組織、防犯ボランティア団体等に防災・防犯の連携した地域活動の実施や実施に係る課題、行政ニーズの明確化などを実施し、地域防災・防犯力の向上及び他地域への普及を図ります。

○防災・危機管理対策支援事業（防災チーム）

市町村が実施する自主防災組織の設立や活性化、消防団の活性化や災害対応能力の向上、孤立集落の住民との通信手段の確保などの事業に支援を行います。

○元気な消防団づくり支援事業（消防チーム）

消防団活動の活性化に対する知事表彰、消防団協力事業所認定制度などにより、消防団活動の活性化と活動環境整備を支援します。

○消防防災ヘリコプター運営費（消防防災航空センター）

県民の安心、安全を確保するため、風水害・地震発生時の情報収集、物資輸送、迅速な救急搬送、林野火災発生時などの空中消火、山岳等での救出救助活動など、消防防災ヘリコプターによりさまざまな場面で活動を実施します。

○中山間集落見守り活動支援事業（中山間地域振興課）

中山間地域で事業活動を行っている民間事業者と市町村及び県の間で協定を締結して、高齢者の見守り活動を行います。

○とっとりカーボンオフセット推進事業（環境立県推進課）

県内の温室効果ガス排出削減につながるカーボンオフセットの取組の認証に要する経費について助成を行います。

○EVタウン推進事業（環境立県推進課）

県とレンタカー事業者が電気自動車のカーシェアリングを行い、県は公用車として率先利用を行うとともに、レンタカー事業者を通じて活用促進を図ります。

○スマートタウン推進可能性調査事業（環境立県推進課）

地域資源であるクリーンエネルギーを最大限活用していく仕組みづくりを推進するための調査事業を行います。

○犯罪のないまちづくり普及啓発総合事業（くらしの安心推進課）

各種広報啓発活動やボランティア団体と協働しての防犯活動等を通じて、県民一人一人の防犯意識を醸成し、犯罪被害のないまちづくりを推進します。

○住宅・建築物耐震化総合支援事業（住宅政策課）

震災に強いまちづくりを促進するために住宅・建築物の所有者が行う耐震化に係る費用の一部を助成を行うなど、各種取組を実施します。

○消費生活行政活性化事業（消費生活センター）

中山間地域の高齢者等を悪徳商法の被害から守るため、地域に密着した消費者啓発の中心的役割を担うリーダーを養成します。

○レッド区域内住宅建替等補助事業（治山砂防課）

土砂災害特別警戒区域（レッド区域）内において住宅の建替えや増改築を行う際には、一般的な住宅よりも土砂災害の衝撃に対して安全なものとするため、壁や基礎を強化するなどの構造規制がかかります。このため、レッド区域内での住宅の建替え等に対し、市町村と連携して補助を行います。

2. 集落機能の維持と集落活動の担い手に関する施策

（担い手人材・組織）

○鳥取来楽暮（こらぼ）促進事業～とっとり移住定住支援～（移住定住促進課）

移住定住先として、鳥取県を選んでいただくための基盤整備を推進し、新・鳥取県人の増加を図ります。

○中山間地域リーダー養成研修（中山間地域振興課）

現状や課題の把握、地域振興のための手法を学ぶための研修会を実施し、リーダーの養成を行います。

○中山間地域・広域的地域運営組織活動支援事業（中山間地域振興課）

小学校単位などの新しい地域運営組織の設置や運営の先行的取組に対し、支援を行います。

○中山間地域活性化支援員設置事業（中山間地域振興課）

地域運営のサポート役となる中山間地域活性化支援員を各中山間地域振興協議会に配置し、地域の活動をサポートします。

○「鳥取力」創造運動推進事業（協働連携推進課）

県民、NPO、住民団体などの様々な主体が協働・連携して地域づくりに取り組む活動の支援や機運の醸成、ネットワークづくりや人材育成などに取り組むことにより「鳥取力」創造運動を推進します。

○ふるさと定住促進事業（雇用人材総室）

東京本部・関西本部に定住促進コーディネーターを配置し、I J Uターン希望者に対する情報提供や無料職業紹介などを行います。

○八頭郡地域総合振興対策事業（八頭地域次世代づくり事業）（八頭県民局）

地域の課題解決のため、住民総意の地域づくりに有効な手法であるワークショップ会議を円滑に進める進行役（ファシリテーター）を養成します。

（共助）

○中山間集落見守り活動支援事業（中山間地域振興課）[再掲：1－（安全・安心）]

中山間地域で事業活動を行っている民間事業者と市町村及び県の間で協定を締結して、高齢者の見守り活動を行います。

○中山間地域・広域的地域運営組織活動支援事業（中山間地域振興課）[再掲：2－（担い手人材・組織）]

小学校単位などの新しい地域運営組織の設置や運営の先行的取組に対し、支援を行います。

- 中山間地域・コミュニティビジネスモデル支援事業（中山間地域振興課）〔再掲：1－（買い物）〕
中山間地域において不足するサービスなど社会貢献を伴うコミュニティビジネスを開始しようとする者への支援を行います。
- 若者地域活動マネジメント事業（協働連携推進課）
若者を対象に様々な分野について総合的にボランティアをマッチングするセンターを設置し、ボランティアの活性化とボランティア参加率の低い若者の地域活動への参加を促進します。
- 鳥取県コミュニティビジネス推進事業（経済通商総室）
鳥取県コミュニティビジネス推進協議会を創設し、鳥取県におけるコミュニティビジネスの推進スキームを検討します。また、県内のモデル地域で、住民ニーズ等を調査研究します。
- 【西部モデル】都市部と中山間地域の交流マッチング支援事業（西部県民局）
都市部のNPO、自治会等と中山間地域集落との交流（マッチング）を行い、両者の共助により、集落単独では実施困難となっている除草、除雪等の実現化を図り、集落機能維持を図ります。
- 【西部モデル】中山間地域共助交通システム検討モデル事業（西部県民局）〔再掲：1－（生活交通）〕
中山間地域の新たな交通手段としての共助交通システムが、具体的に導入できるか検討を行う地域に補助を行います。

3 伝統文化の継承等に関する施策

- みんなで支える地域の宝・地域力の取り組み情報発信事業（中山間地域振興課）
地域の魅力を守り活用する地道な取組を、地域が内包する地域力として再認識し、県HPや新聞紙面で事例を紹介するなど県民等へ幅広く情報発信を行います。
- とっとり伝統芸能まつり開催事業【第46回郷土の民俗芸能大会】（文化政策課）
地域で守られてきた伝統の行事・芸能を次世代に引き継ぐための取り組みとして、日本のまつりの成果を踏まえ、「第46回郷土の民俗芸能大会」を集客力のある内容に拡充するとともに、伝承・活用の気運を広げるために市町村が開催するまつりやイベントと併せて開催します。
- 鳥取県木造住宅生産者団体活動支援事業（住宅政策課）
木造住宅の建設に携わる方が組織する団体が、木造住宅の普及や県産材の重要拡大、伝統技術の普及継承等を目的に行うイベントの開催経費を助成します。
- 環境にやさしい・木の住まい助成事業（住宅政策課）
県産材活用助成の対象となる住宅のうち在来軸組工法による住宅で、日本瓦葺きなど伝統技術を2種類以上活用するものを対象に助成を行います。
- 伝統産業振興事業（市場開拓課）
県郷土工芸品の指定や県伝統工芸士の認定を行うとともに、伝統工芸品パンフレット「鳥取の手仕事」を発行、配布することにより、郷土工芸品や伝統工芸の維持継承、普及を図ります。
- 手仕事担い手育成支援事業（市場開拓課）
伝統工芸の県内の優れた手仕事の技術・技法を次世代に引き継ぎ、担い手を育成するために、手仕事の担い手（後継者）育成に取り組む事業主等に対して、研修等に要する経費について支援を行います。
- 伝統芸能等支援事業（文化財課）
「民俗芸能フォーラム」を開催し、民俗芸能を保存伝承していくためのより良い方策を保存団体と一緒に模索するとともに、地域と子どもたちの交流に基づく民俗芸能の保存伝承活動等に支援を行います。

4 産業の振興に関する施策

(農林業等の生産販売体制)

○チャレンジプラン支援事業（農政課）

元気で意欲ある農業者や営農集団が作成した営農の計画等のプランに基づいて行う創意工夫を生かした取組の支援を行います。

○多様な集落営農支援事業（経営支援課）

集落営農組織における組織づくりや経営の多角化、機械施設整備等に支援を行います。

○アグリビジネス企業参入総合支援事業（経営支援課）

市企業が農業参入するにあたり、相談窓口の一元化、農地の確保支援、生産技術習得を支援するほか、機械・施設の整備等に対して助成を行います。

○耕作放棄地再生推進事業（経営支援課）

市町村段階の耕作放棄地協議会が行う耕作放棄地の再生や関係する施設等の補完整備に対し助成します。

○農地流動化推進総合支援事業（経営支援課）

農地利用集積円滑化団体の活動を軸とした農地の利用調整の体制を整備し、農地の出し手からの情報収集の流れを構築するとともに、受け手への集積支援を行うことで、総合的かつ円滑な農地流動化を推進します。

○鳥取芝の利用促進事業（生産振興課）

学校の芝生化等新たな需要に対応できる産地育成を図るため、県産芝の販路拡大支援及び県オリジナル品種の市場性・用途拡大調査等を実施します。

○鳥獣被害総合対策事業（生産振興課）

野生鳥獣による農作物被害を減少させるため、侵入防止柵の設置、有害鳥獣の捕獲、緩衝帯の設置等に係る経費について支援を行います。

○和牛再生促進事業（水田有効活用プロジェクト）（畜産課）

中山間地域における水田の有効活用を図るため、農地の流動化による集積等により、遊休農地等に和牛を放牧し、耕作放棄地等の保全方法についてのモデルを面的に広げます。

○飼料米利用拡大事業（畜産課）

家畜飼料の原料となるトウモロコシに替わる飼料米の普及定着に向けて、耕種農家・畜産農家のマッチング、保管関連施設の整備、飼料米の給与実証を行います。

○農地を守る直接支払事業（農地・水保全課）

平地と比べ農業の生産条件が不利な中山間地域等で農業生産条件の不利を補うために耕作面積に応じて支援を行います。

○しっかり守る農林基盤交付金（農地・水保全課）

農林地を維持・保全し、農林業を継続していくために、農地、水路、農林道等の農林業生産基盤の小規模な整備・補修や放置された山腹水路やため池の防災措置を行う市町村を支援します。

○とっとり農山村資源保全活動推進事業（農地・水保全課）

「鳥取県中山間ふるさと農山村活性化基金」の運用益を活用し、農業生産基盤を協働活動により保全する取り組みを支援します。

○農地・水・農村環境向上活動支援事業（農地・水保全課）

農地・農業用水等の資源を適切に保全管理するとともに、農村環境の保全等にも役立つ地域ぐるみで効果の高い共同活動の支援を行います。

○鳥取県緑の産業再生プロジェクト（森林・林業総室）

鳥取県緑の産業再生プロジェクト協議会が策定した計画に基づき実施する間伐、路網整備、県産材加工施設整備、公共施設での地域材利用などの取り組みを支援します。

○間伐材搬出促進事業（森林・林業総室）

健全な森林の育成と資源の有効活用を図るため、間伐材の搬出を行う事業者に支援を行います。

○低コスト林業推進事業（森林・林業総室）

伐採から搬出までの作業の低コスト化を図るために必要な機械化を推進しようとする事業者に支援を行います。

○原木しいたけ生産チャレンジ支援事業（森林・林業総室）

優れた品質の「鳥取しいたけ」を全国へ打って出るため、増産や良品生産に取り組む生産者の支援を行います。

○元気な水産業へのチャレンジ・地域養殖業振興事業（水産課）

県内養殖業者の育成を図るため、意欲を持って養殖に取り組む者に対し、技術指導、施設整備、市場ニーズ調査、ホンモノの安定生産の体制づくり等の支援を行います。

○地域養殖特産種創出試験（水産試験場）

淡水魚養殖の新たな可能性を広げるために、希少価値の高いアユカケの養殖技術の開発に取り組み、中山間地域の新しい養殖魚種を創出します。

○食のみやこ鳥取県推進事業（魅力ある商品・食づくり事業）（食のみやこ推進課）

県産品等の販路開拓のため、県産の食材を用いた加工品の開発や量販店等に売り込むための専門家による指導、備品の整備等の支援、料理メニューの開発を支援します。

○食のみやこ鳥取米消費拡大事業（食のみやこ推進課）

県産米の消費拡大と米粉食品の普及のための各種事業を実施します。

○猪鹿肉流通モデル事業（東部農林局・県民局）

県内、県外の消費者におけるイノシシ肉等の需要促進に向け、市が行う事業に支援します。

○八頭特産野菜育成事業（八頭農林局）

中山間地域の高齢・小規模農家でも取り組める軽量・高単価の作物の少量・多品目栽培を推進する取組農家の支援を行います。

○きのこ王国八頭推進事業（八頭農林局）

きのこ王国を建国した意欲ある椎茸生産者と連携・協働して、きのこ産業の復活・活性化を図ります。

○西条柿日本一戦略推進事業（八頭農林局）

西条柿の日本一の里を目指して、産地基盤強化、販売促進強化、生産推進を行う市町村の支援を行います。

○中部の地域特産物づくり事業（中部農林局）

生産量が少ないこと等により、認知度は低いものの魅力的な地域の特産物を発掘（生産拡大の取り組み）し、定着（新しい加工品の商品化）させ、特産化（流通販売方法の改善）する取り組みに対して支援を行います。

○三朝米ブランド化支援事業（中部農林局）

米の販売価格向上、地域農業の活性化を図るため、三朝米のブランド化に向けた取り組みの支援を行います。

○中山間地域営農継続支援事業（中部農林局）

中山間地域における維持管理作業の安全性確保・負担軽減を図るため、法面に作業道を造成する「狭幅作業道造成機」の導入支援を行ないます。

○香取地区家畜排せつ物対策事業（西部農林局）

大山町香取地区の家畜排せつ物の適正処理利用を図るため水分調整材の確保対策と冬季の管理についての検討と研修会の開催及び冬季の実証試験の実施を助成します。

○【日野モデル】日野郡の野菜・山菜特産化推進事業（日野農林局）

少量多品目野菜の生産出荷に意欲をもって取り組めるよう、生産に年数を要する野菜や山菜類等のリスクを伴う品目に新たに取り組む農業者グループや団体の支援を行います。

○【日野モデル】日野和牛の輪構築事業（日野農林局）

和牛農家で実質的な経営を支える女性の方の飼育技術の向上ややる気を高めるため、情報交換会、視察研修会、講習会等を通じて和牛の振興を図ります。

○【日野モデル】日野郡のおいしい米レベルアップ事業（日野農林局）

日野郡米の販売力と生産技術を高め、生産農家の経営安定を図るために、日野郡米レベルアップ推進協議会の取組を支援します。

（農商工連携）

○地域観光資源磨き上げ支援事業（観光政策課）

観光地振興や受入れ地整備を行う事業主体に観光客誘致のためのノウハウや旅行会社に受入れられやすい整備の仕方等を観光コーディネーターが中心となりアドバイスを行います。

○観光メニューオーデイション事業（観光政策課）

観光資源を有効活用した県民提案を実現するため、NPO、集落、企業や個人が行う地域資源の磨き上げ旅行商品としての仕掛けに対して支援を行います。

○グリーンツーリズム普及促進事業（観光政策課）

グリーンツーリズムに興味のある農林漁家が、県内先進地域での実地体験や意見交換等を行う場合に必要な経費を支援します。

○環境にやさしい・木の住まい助成事業（住宅政策課）

県産材を一定量以上使用して住宅の建設、購入、改修を行う際に助成を行います。

○鳥取県建設業新分野進出支援事業（経済通商総室）

新分野（農林業他）への進出を検討している建設事業者の相談対応や支援等を行います。

○地域資源活用・農商工連携促進事業（産業振興総室）

地域資源を活用して行う製品等の研究開発、販路開拓や農林漁業者と中小企業者が連携して行う新商品開発、生産システムづくり、販路開拓等に対して支援を行います。

○【東部モデル】東部地区グリーンツーリズム推進事業（東部県民局）

新たに設置される「鳥取県東部地区グリーンツーリズム推進協議会」の活動を支援します。

○八頭郡地域総合振興対策事業（八頭郡活性化戦略会議）（八頭県民局）

3町と八頭総合事務所が「八頭郡活性化戦略会議」を設置し、協力・連携して広域的共通の課題について検討し、施策の戦略的展開を図ります。

（人材・働く場）

○鳥取県建設業新分野進出進出支援事業（経済通商総室）[再掲：4－（農商工連携）]

新分野（農林業他）への進出を検討している建設事業者の相談対応や支援等を行います。

○鳥取県地域雇用創造計画推進事業（雇用人材総室）

鳥取県地域雇用創造協議会を開催し、とっとり高度人材「燦然」プランを推進します。

○企業立地事業補助金（産業振興総室）

県外企業の鳥取県への企業立地や県内企業の工場や事業所の新增設に支援を行います。

○地域産業プロデューサー活用支援事業（産業振興総室）

地域の中小企業者等のグループが、プロデューサーを活用等して事業計画（戦略）を策定する取組の支援を行います。

○鳥取暮らし農林水産就業サポート事業（経営支援課、森林・林業総室、水産課）

県内はもとより県外の求職者等に農林水産業へのI J Uターンを積極的に推進し、農林水産業における担い手を確保・育成するため、新規就業希望者や雇用調整を受けた求職者等に対する研修を実施し、県内農林水産業の雇用促進と活性化を図ります。

○新規就農者総合支援事業（経営支援課）

就農希望者が円滑に就農できるよう相談窓口を設置し、就農情報や研修機会の提供を行うとともに、営農開始に必要な生産基盤の整備に対する助成など総合的な支援を行います。

○農業担い手育成支援事業（経営支援課）

本県の農業を支える多様な担い手に「担い手育成総合支援協議会」と連携して支援を行います。

○森林整備担い手育成対策事業（森林・林業総室）

林業労働者の技術・技能向上、労働安全衛生環境整備、福利厚生制度の拡充等魅力ある職場づくりを推進し、森林整備の担い手の育成確保を図ります。

○林業労働力確保総合対策事業（森林・林業総室）

林業に関する専門的知識・技能を習得するための研修及び林業労働の安全衛生の確保のための事業への支援を行います。

○漁業就業者確保総合対策事業（水産課）

新規漁業就業希望者に対して、漁業就業情報等の提供、漁業体験や漁業研修、無利子融資、漁船・機器等のリース等を行い、漁業従事者の人材育成を行います。

（コミュニティビジネス）

○中山間地域・コミュニティビジネスモデル支援事業（中山間地域振興課）[再掲：1－（買い物）]

中山間地域において不足するサービスなど社会貢献を伴うコミュニティビジネスを開始しようとする者への支援を行います。

○鳥取県コミュニティビジネス推進事業（経済通商総室）[再掲：2－（共助）]

鳥取県コミュニティビジネス推進協議会を創設し、鳥取県におけるコミュニティビジネスの推進スキームを検討します。また、県内のモデル地域で、住民ニーズ等を調査研究します。

5 他地域との交流促進等に関する施策

（企業・NPOとの連携）

○農と企業が協働で築く「とっとり共生の里」づくり支援事業（経営支援課）

農村と企業とのマッチングにより、双方にメリットがある継続的な社会・経済活動を行うための協定締結を推進します。

○とっとり農山村資源保全活動推進事業（農地・水保全課）[再掲：2－（農林業等の生産販売体制）]

農山村ボランティア活動（ボランティアによる農作業や農業用水路掃除などの共同作業の活動支援）を推進し、農山村地域の活性化を図るとともに農山村資源の維持・保全を行います。

○とっとり共生の森支援事業（森林・林業総室）

県と地元市町村が連携し、森林所有者と企業等の架け橋となり、企業等の森林保全活動等への支援を行います。

（観光との連携）

○グリーンツーリズム普及促進事業（観光政策課）[再掲：4－（農商工連携）]

グリーンツーリズムに興味のある農林漁家が、県内先進地域での実地体験や意見交換等を行う場合に必要な経費を支援します。

○鳥取砂丘・山陰海岸（浦富海岸）周辺地域振興事業（東部県民局）

世界ジオパークネットワーク加盟を通じた山陰海岸周辺地域の振興を図ることを目的に、ジオパークの普及活動やジオツーリズム振興のための取組を支援します。

○【東部モデル】東部地区グリーンツーリズム推進事業（東部県民局）[再掲：4－（農商工連携）]

新たに設置される「鳥取県東部地区グリーンツーリズム推進協議会」の活動を支援します。

○幸せはこぶ福（29）ロード推進事業（八頭県民局）

「国道29号周辺兵庫・鳥取地域振興協議会」において、広域的な観光振興に係る取り組みを促進し、地域の活性化を図ります。

(地域資源の掘り起こし、磨き上げ)

○地域観光資源磨き上げ支援事業（観光政策課）[再掲：4－（農商工連携）]

観光地振興や受入れ地整備を行う事業主体に観光客誘致のためのノウハウや旅行会社を受入れられやすい整備の仕方等を観光コーディネーターが中心となりアドバイスをを行います。

○観光メニューオーディション事業（観光政策課）[再掲：4－（農商工連携）]

観光資源を有効活用した県民提案を実現するため、NPO、集落、企業や個人が行う地域資源の磨き上げ旅行商品としての仕掛けに対して支援を行います。

○とっとりの饅絵・なまこ壁の魅力を伝える事業（景観まちづくり課）

県内にある豊富な饅絵となまこ壁を通して、隠れた地域資産や左官文化について考察を深め、全国に情報発信します。

○とっとりの美しい街なみづくり事業（景観まちづくり課）

美しい街なみ整備を促進するため、街なみ・修景等を実施する際に助成を行います。

○景観まちづくり活動団体サポート事業（景観まちづくり課）

地域の景観を活かしたまちづくり活動に取り組む住民団体に対する総合的な支援を行います。

○全国に誇るとっとりの景観再発見事業（景観まちづくり課）

「とっとり地域生活百景」の選定と「とっとりの失われるおそれのある景観」の収集を行い、景観資源の保全・活用を行います。

○八頭郡地域総合振興対策事業（八頭郡活性化戦略会議）（八頭県民局）[再掲：4－（農商工連携）]

3町と八頭総合事務所が「八頭郡活性化戦略会議」を設置し、協力・連携して広域的共通の課題について検討し、施策の戦略的展開を図ります。

○大山パークウェイ構想日本旅行作家協会総会誘致事業（西部県民局）

日本旅行作家協議会総会を誘致開催し、大山パークウェイの魅力アピールし観光資源の認知度を高めます。

○【日野モデル】日野地域情報発信強化事業（日野県民局）

日野郡内の交流人口増加につながる、地域資源を活用したツーリズムや商品開発等の取組を支援します。

(中山間地域の魅力情報発信)

○みんなで支える地域の宝・地域力の取り組み情報発信事業（中山間地域振興課）[再掲：3]

地域の魅力を守り活用する地道な取組を、地域が内包する地域力として再認識し、県HPや新聞紙面で事例を紹介するなど県民等へ幅広く情報発信を行います。

○みんなの広場芝生化事業（公園自然課）

県内にある芝生産業が持っている生産技術や鳥取方式の芝生化技術を活用して、地域の公園等の芝生化を推進し、地域コミュニティの形成等を促進するとともに、鳥取方式の芝生化技術を全国に発信します。

○森林セラピーの郷づくり支援事業（八頭農林局）

智頭町が進める森林セラピーの郷づくりに支援を行います。

○中部の魅力再発見事業（中部県民局）

中部地区の観光スポット、伝統行事、農村景観、特産物など地域の誇れる情報を発掘し、一体的に発信することにより中部の魅力アップを図ります。

6 中山間地域と都市部との共生に関する施策

○地域バス交通等体系整備支援事業（交通政策課）[再掲：1－（生活交通）]

バス事業者や市町村が運行するバス路線やNPO法人等による過疎地有償運送路線等への運行支援を行い、身近な生活路線の維持を図ります。

○農と企業が協働で築く「とっとり共生の里」づくり支援事業（経営支援課）[再掲：5－（企業・NPOとの連携）]

農村と企業とのマッチングにより、双方にメリットがある継続的な社会・経済活動を行うための協定締結を推進します。

○とっとり共生の森支援事業（森林・林業総室）[再掲：5－（企業・NPOとの連携）]

県と地元市町村が連携し、森林所有者と企業等の架け橋となり、企業等の森林保全活動等への支援を行います。

○森林セラピーの郷づくり支援事業（八頭農林局）[再掲：5－（中山間地域の魅力情報発信）]

智頭町が進める森林セラピーの郷づくりに支援を行います。

7 中山間地域の公益的な機能の維持増進等に関する施策

（遊休農地・荒廃農地対策等）

○耕作放棄地再生推進事業（経営支援課）[再掲：4－（農林業等の生産販売体制）]

市町村段階の耕作放棄地協議会が行う耕作放棄地の再生や関係する施設等の補完整備に対し助成します。

○鳥獣被害総合対策事業（生産振興課）[再掲：4－（農林業等の生産販売体制）]

野生鳥獣による農作物被害を減少させるため、侵入防止柵の設置、有害鳥獣の捕獲、緩衝帯の設置等に係る経費について支援を行います。

○和牛再生促進事業（水田有効活用プロジェクト）（畜産課）[再掲：4－（農林業等の生産販売体制）]

中山間地域における水田の有効活用を図るため、農地の流動化による集積等により、遊休農地等に和牛を放牧し、耕作放棄地等の保全方法についてのモデルを面的に広げます。

○農地を守る直接支払事業（農地・水保全課）[再掲：4－（農林業等の生産販売体制）]

平地と比べ農業の生産条件が不利な中山間地域等で農業生産条件の不利を補うために耕作面積に応じて支援を行います。

○特定鳥獣保護管理事業（公園自然課）

特定鳥獣（イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ）の保護管理に係る調査、講習会の開催など各種取組を実施します。

○東部地区和牛・ヤギ放牧支援事業（八頭農林局）

増大する中山間地域の遊休農地解消の有効な手段として、繁殖和牛やヤギの放牧を推進します。

（水路維持等）

○しっかり守る農林基盤交付金（農地・水保全課）[再掲：4－（農林業等の生産販売体制）]

農林地を維持・保全し、農林業を継続していくために、農地、水路、農林道等の農林業生産基盤の小規模な整備・補修や放置された山腹水路やため池の防災措置を行う市町村を支援します。

○農地・水・農村環境向上活動支援事業（農地・水保全課）[再掲：4－（農林業等の生産販売体制）]

農地・農業用水等の資源を適切に保全管理するとともに、農村環境の保全等にも役立つ地域ぐるみで効果の高い共同活動の支援を行います。

(間伐等の森林の整備等)

○農村防災・災害体制整備事業（農地・水保全課）

農山腹水路やため池の点検、シンポジウムを通じた適正管理の啓発を行いとともに、災害発生時に市町村の迅速な対応が可能となるように支援体制を整備します。

○林道事業（森林・林業総室）

森林整備を効率的に実施し、低コスト林業の推進を図るとともに、森林の多面的機能（国土保全、水源かん養、大気浄化、保健休養の場、木材生産等）を高度に発揮させるために、林内路網の幹線である林道の整備を実施します。

○間伐材搬出促進事業（森林・林業総室）〔再掲：4－（農林業等の生産販売体制）〕

健全な森林の育成と資源の有効活用を図るため、間伐の実施・竹の伐採と間伐材・竹材の搬出を行う事業者には支援を行います。

○造林事業（森林・林業総室）

森林の多面的機能の維持発揮と山村地域の発展を図るため、間伐等の適切な森林整備の実施に対して支援を行います。

○森林整備のための地域活動支援事業〔交付金交付事業〕（森林・林業総室）

森林の持っている水源かん養機能をはじめとする多様な機能を発揮させるために、森林作業の実施に不可欠な作業道・歩道の刈払い等に取り組む地域の活動への支援を行います。

○とっとり環境の森づくり事業（森林・林業総室）

県民共通の財産である森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、県民等が負担する森林環境保全税により森林環境の保全を図るとともに、森林をすべての県民で守り育てる意識を高める取組を行います。

○とっとり共生の森支援事業（森林・林業総室）〔再掲：5－（企業・NPOとの連携）〕

県と地元市町村が連携し、森林所有者と企業等の架け橋となり、企業等の森林保全活動等への支援を行います。

○保安林整備管理事業（森林・林業総室）

保安林の現況を把握し適正に管理するとともに、効率的な間伐の推進などにより、森林の持つ公益的機能の維持増進を行います。

○農山漁村地域整備交付金（広域農道）（道路建設課）

農産物の集荷・加工・市場出荷等の一連の作業を効率化し、営農作業の効率化を図るとともに、都市部と中山間地域を連絡する農道を整備することにより、中山間地域の農村の生活環境面（交通）の向上を図ります。